

# 〈従業員証明書について〉

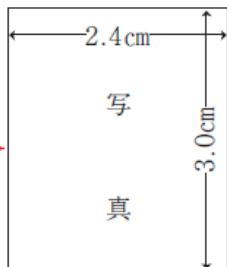
様式第八号（第十七条関係）

表

2015年5月採用  
会社が従業員に付した番号21

(1997年10月採用、会社が従業員に付した番号が135の場合は9710135となります。)

写真が貼付されていること



有効期間は5年以下です。

撮影年月が記入されていること

従業員証明書  
従業員証明書番号 150521

従業員氏名 住新太郎(昭和54年7月3日生)

業務に従事する事務所の名称及び所在地 ○○不動産株式会社 本店 東京都港区白金9-8-7

この者は、宅地建物取引業者の従業員であることを証明します。

証明書有効期間 平成27年5月1日から  
平成32年4月30日まで

免許証番号 国土交通大臣(6)第0000号  
東京都知事

商号又は名称 ○○不動産株式会社

主たる事務所の所在地 東京都港区神宮前9-8-7

代表者氏名 取締役社長 住新一郎

5.403cm以下  
5.392cm以上

8.547cm以上 8.572cm以下

裏

代表者印

備考

宅地建物取引業法抜すい

第48条 宅地建物取引業者は、国土交通省令の定めるところにより、従業員に、その従業員であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。

2 従業員は、取引の関係者の請求があったときは、前項の証明書を提示しなければならない。

備考

- 1 従業員証明書番号の付し方は、次の方法によること。
  - (1) 第1けた及び第2けたには、当該従業員が雇用された年を西暦で表したときの西暦年の下2けたを記載するものとする。
  - (2) 第3けた及び第4けたには、当該従業員が雇用された月を記載するものとする。ただし、その月が1月から9月までである場合においては、第3けたは0とし、第4けたにその月を記載するものとする。
  - (3) 第5けた以下には、従業員ごとに、重複がないように付した番号を記載するものとする。
- 2 業務に従事する事務所に変更があったときは、裏面に変更後の内容を記入し、事務所の長の印を押印すること。
- 3 従業員の現住所等必要な事項がある場合には、裏面に記入すること。
- 4 用紙の色彩は青色以外とすること。
- 5 証明書の有効期間は5年以下とすること。